

《研究ノート》

保安職業従事者とその家族への  
ソーシャルワークに関する試論（2）

－米国のMilitary Social Workの現状と養成課程を参考に－

田中 顕悟

# 保安職業従事者とその家族への ソーシャルワークに関する試論（2）

－米国のMilitary Social Workの現状と養成課程を参考に－

田中 顕悟

和文抄録：本研究では、前稿「保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークに関する試論（1）」に引き続き、保安職業従事者（特に自衛官）とその家族を対象としたソーシャルワークに関し、*NASW Standards for Social Work Practice with Services, Veterans & Their Families*を題材に論考を行った。それにより、Military Social Workの展開に際しては、その対象領域の固有性を考慮した倫理・価値ならびに展開過程における知識・技術等の習得が必要であることが明らかとなった。また、それらは保安職業従事者（特に自衛官）とその家族を取り巻く生活環境の変化等に伴い、彼らが直面する可能性のある生活課題への支援活動について、予防的に検討を進める際の一助になることを提言した。

キーワード：保安職業従事者、Military Social Work、Military Social Worker

## I. 序論

### I-1. はじめに

前稿「保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークに関する試論（1）」では、アメリカにおけるMilitary Social Workの定義等の整理ならびに*NASW Standards for Social Work Practice with Services, Veterans & Their Families*の「(1) Introduction・Definitions・Guiding Principles・Goals」をもとに、Military Social Workの全体像について論考を行った。それにより、我が国では十分な実践・研究活動が見られない保安職業従事者（特に自衛官）とその家族を対象とした「職業生活」の場におけるソーシャルワークに関し検討を進めるに際しては、先ず何よりも彼らが所属する職業集団の環境とその特徴ならびに業務内容の固有性等を十分に把握・理解する必要があることが推究された。

そこで本稿では、前稿に引き続き*NASW Standards for Social Work Practice with Services, Veterans & Their Families*を題材とし、特に「Standard 1～6」の概要を整理をすすめ、次号（3）における保安職業従事者（特に自衛官）とその家族に対するソーシャルワークの試論展開のための基礎的研究とする。

### I-2. 研究対象と研究目的

前稿に引き続き、総務省の「日本標準職業分類」を参考とし、その中でも特に、昨今の国内外の情勢ならびに法制度の改変に伴い、その業務内容に著しい変動が生じている職種の一つと考えられる「F 保安職業従事者」のうち「自衛官」とその家族を研究対象として指定した。

本研究において保安職業従事者（特に自衛官）およびその家族を研究対象とする背景としては、平成28年3月29日「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律・国際平

和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」(以下、平和安全法制関連2法)の施行等をはじめとする、自衛隊を取り巻く状況ならびに自衛隊という「職業生活の場」における業務内容の変化は、生活の全体性と継続性に着目し人間と環境の接点に介入するソーシャルワークを基盤とした、体系的な支援システムの構築について検討を進める必要性が十分にあると考えられたためである。

そこで、「日本標準職業分類」では本研究の対象である保安職業従事者を「国家の防衛、(中略)などの仕事に従事するもの」と規定していることから、既にアメリカでは「国家の防衛」に関わる職業集団いわゆる「Military」に所属する人々(ここでは特に兵士本人とその家族等)へのソーシャルワーク(Military Social Work。以下、MilSW)の実践が展開され、なおかつ大学院において専門職(Military Social Worker。以下、MilSWer)が養成され、既にMilitaryに配属されている状況に着目した。そして、その実践・養成に関わる知見ならびに知識・技術等を明らかにし、将来的にそれらの我が国における保安職業従事者(特に自衛官)とその家族に対する支援への活用の可能性について、試論を展開することを目的とした。

### I-3. 本研究の構成と研究方法

本研究では、上記の研究目的にそって次のような課題を設定した。

- 1) アメリカのMilSWの概要とMilSWerの養成が理論・実践の見地からソーシャルワークの一領域としての固有性を有していることを確認する。
- 2) 1)を基盤に、National Association of Social Workers(全米ソーシャルワーカー協会、以下NASW)が発刊している*NASW Standards for Social Work Practice with Services, Veterans, & Their Families*を元にMilSWの展開に伴いMilSWerに修得が期待される知識・技術について整理を行い、我が国におけるそれらの活用の可能性について論考を行う。

研究方法は、先に挙げた研究目的・研究課題にそって、MilSWの概要ならびに実践状・支援対象およびMilSWerの養成体系に関わる文献・資料を基に論考をすすめた。その際に、MilSWに関わる各種専門書ならびに原著論文だけでなく、アメリカのMilSWの実践においては、様々な機関が、MilSWの対象となる兵士・退役軍人とその家族への情報発信をWeb上でを行っているため、そこで公開されている資料・情報を活用した。

また、2011-2012年に筆者がアメリカのMilSWerの養成課程がある大学院での講義等に参加し得た資料等を参考にした。その中でも特に、NASWが刊行しているMilSWerがMilSWの対象者に提供することが期待されるサービスの範囲やその際に必要とされる知識・視点等について整理されている*NASW Standards for Social Work Practice with Services, Veterans, & Their Families*に着目し、その特徴ならびにMilSWの展開における固有性等について整理・分析を行うことで、我が国の保安職業従事者(特に自衛官)とその家族への支援において活用可能な示唆を得ることを狙いとした。

なお、本報告は文献・資料による研究であり、参照した文献の存在・出典を明示するとともに、先行研究が示す知見と自らが明らかにした知見を区別し論考を行った。

## II 本論

### II-1. *NASW Standards for Social Work Practice with Services, Veterans, & Their Families*の全体像

前稿に続き、NASWが作成・公開している、MilSWerの養成にかかわる方針ならびにサービスの基準および実践者へのMilSWに関する継続した教育・トレーニングにかかわるプログラムのためのガイドラインである*NASW Standards for Social Work Practice with Services, Veterans, & Their Families*(以下、ガイドライン)をもとに論考を行う。

本稿で、このガイドラインを題材に論考を進める根拠としては、本研究の対象が保安職業従事者(特に自衛官)とその家族であるように、本ガイドラインでもその対象を「Services (Members)」(兵士本人。以下、SM)と「Their Families」(家族)及び「Veterans」(退役軍人。以下VT)としているためである。

また、この「Standards」に関しNASWは、ソーシャルワーカーが提供すべきサービスを示すベンチマークならびに新人および熟練したソーシャルワーカーにとっての「ツールキットの役割を担う」(NASW:Practice & Professional Development Practice) ものであるとしている。

そこで本稿ではこのガイドラインで示されている項目の内、「(2) Standards for Professional Practice」の中でも「①Ethics and Values、②Qualifications、③Knowledge、④Assessment、⑤Intervention and Treatment Planning、⑥Practice and Program Evaluation and Improvement」(NASW 2012: 13-26) の概要について整理を行う。

## Ⅱ-2. 「(2) Standards for Professional Practice」の概要

「Standards for Professional Practice」の各項目の基準についてNASWは、列挙している基準の記述順序はその重要度の順位を反映していないことを示している。また、全てのソーシャルワーカーの実践において画一的に適用されるものではなく、個々のソーシャルワーカーが現在の業務および提供すべきサービス内容ならびに受けてきた専門教育内容やこれまでの経験そして雇用状況に即して、その適用を判断することが望ましいとしている。以下、各項目の概要について整理を行う。

### Standard 1. Ethics and Values (倫理観と価値観)。

SM・VTとその家族とともに活動する場合、ソーシャルワーカーはNASW (2008) の「倫理規定」に記されているように、職業的倫理原則と基準に従って活動する (NASW 2012: 13) とされている。

ここでは、先ず、Military という環境において実践活動を行うソーシャルワーカーはその複雑性を認識し、特に「倫理的ジレンマ<sup>2</sup>と価値観の衝突の発生」に留意することと、その準備を進めておく必要があるとしている。また、ソーシャルワーカーは、SM・VTとその家族が最適なサービスを受ける権利を有していること、そして基本的人権の認識を明らかに示すことが必要であるとしている。

なお、MilSWの展開に際しての最低限の知識的基盤としては、次のような基本的な倫理・原則の理解が含まれるとしている (NASW 2012:14-15)。その要点は以下のように整理される。

- ・公約：クライアントの幸福を促進する第一義的な責任。
- ・能力：これまで受けてきた教育・研修ならびに取得している免許等に即した活動を行う。
- ・文化的能力：文化<sup>3</sup>が有する機能と、人間（クライアントも含む）の行動および社会への影響を理解する。
- ・診断と報告：診断と報告が、SMのキャリアに及ぼす影響やそれに関わるジレンマについての知識の保有と理解。
- ・誠実さ：高度なレベルでの業務の推進と維持。
- ・プライバシーと守秘：プライバシーに関するクライアントの権利を尊重するとともに、守秘情報の開示は法的権限に基づき、適切なインフォームドコンセントを行った上で、国家の安全や防衛、個人の安全への配慮とのバランスをとって行う。
- ・SMおよびVTとその家族の権利を守る：特に、彼らが生活し働くシステムの制約の中において、彼らの権利を擁護する。
- ・個人を尊重する：全ての人々の権利と義務を尊重する。
- ・自己決定：クライアントが、自己の目標を明らかにするという権利を尊重する。
- ・社会的・政治的な活動：クライアントのMilitaryにおける身分や雇用状況による制限を理解し、全てのクライアントが等しく資源にアクセスできるよう保障し、その活動に携わる。

### Standard 2. Qualifications (資格)。

SM・VTとその家族とともに活動するソーシャルワーカーは、NASWが定めた専門業務のための規定と、個々のソーシャルワーカーの状況・権限の範囲あるいは社会制度についての規定を満たす必要があることを指摘すると共に、支援活動に際しての資格・免許に関する事項が示されている (NASW 2012:15-16)。

MilSWにおけるサービスの提供にあたっては、適切な学習・研修ならびにMilSWにかかわる介入とその技術に関する能力を持つ指導者からの指導を受けた後に行うことが望ましいとしている。特に知識に関しては

「Military Culture」に関する専門的な理解を求めており、その内容を含んだプログラムの履修を推奨している。同時に、それが困難な学生及び現役のソーシャルワーカーは、積極的に生涯教育や研修を確保し、自己の知識を高めることが必要であることを指摘している。

その他、SM・VTおよびその家族の支援に関わる価値観・信念への理解、さらにはサービス提供に関わる専門的知識・技術の向上させるために継続した指導を受けることならびに専門職としての自己の価値観・偏見についての気づきを高めるために、自己認識を磨くことなどの必要性を指摘している。

#### Standard 3. Knowledge (知識)。

SM・VTとその家族とともに活動するソーシャルワーカーは、関係する理論や本質的な実践活動に関する知識を明らかにする必要があるとしている。全てのソーシャルワーカーは、業務の力点やレベルにかかわらず、この集団が直面している機会や課題、そして専門家としていかに効果的かつ有意義な方法でこの集団を支え応えることができるのかについて、基本的理解を持つ必要があることを指摘している。

本項目に関する解説の中では、MiISWの展開において必要とされる知識が示されており、その概要は以下のように整理される (NASW 2012:17-20)。

- ・ 諸手当・サービス・資源：SM・VTとその家族が利用可能な諸手当、サービス、資源とそれらへのアクセス方法について。
- ・ 生物心理社会的問題：特に注目すべきは、Behavioral Healthに関する知識についてである。具体的には「別離、死、悲しみ、薬物乱用、PTSD、その他不安障害、鬱、自殺または殺人念慮、怒り、攻撃行動、DV、そして監禁」をあげ、これらに関するカウンセリングの必要性を指摘している。さらにMiISWの支援過程において特徴的な、外傷性脳損傷 (TBI)、性的トラウマ、急性ストレス反応、PTSDといった医療関係の課題への認識を深める必要もあることと、それに付随するスティグマへの理解の必要性も指摘している。
- ・ コミュニケーション：より円滑なコミュニケーションを図るためのMilitaryに特有の言葉と、その言葉を用いた業務のプロセスについて。
- ・ 文化：アメリカの文化の一部としてのMilitary Cultureの基礎と複雑さ。そして、アメリカ軍を構成する様々な民族・宗教・文化的背景の理解と、そこから派生する様々な課題への理解と適切な反応について。
- ・ 差別：クライアントの兵役に関連し、クライアントへの差別もしくは偏見が生じる可能性について。
- ・ 除隊：Militaryには、様々な種類の除隊の形式とシステムがあるため、除隊がVTに与える影響とその後に利用できるサービスについて。
- ・ 格差：SM、VTとその家族が、兵役中と兵役後に彼らに提供される機会とサービスに関連し、経験する可能性のある格差について。
- ・ エビデンスに基づく実践：上記のような社会的背景において、エビデンスに基づきかつ研究情報に裏付けされた実践モデルについて。
- ・ 家族システムと個人間の力動関係：総合的なアセスメントを行い、ストレングスに基づくアプローチの適用をすすめるとともに、特に、繰り返されるDeployment (派遣) が家族機能と家族のライフサイクルに及ぼす影響について。
- ・ 金融資源：金融・経済状況に関する課題について。
- ・ 法的規制問題：統一軍事裁判法典 (UCMJ) など、適用可能な法律と規則を理解し遵守することについて。
- ・ 役割と機能：SM、VTとその家族への支援活動を展開するソーシャルワーカーの多面的な役割と責任および機会について。
- ・ 環境：SM・VTとその家族にサービスを提供する環境の範囲を理解し、その範囲内での活動について。

#### Standard 4. Assessment (アセスメント)。

SM・VTとその家族と活動するソーシャルワーカーは、これらの人々の機会と課題への理解を反映した、適切な理論的、根拠に基づいた実践モデル・技術・介入を用いることとしている。(NASW 2012:20)。アセスメントのスキルはソーシャルワークにおける基本的なスキルであるとし、その基本的なアセスメント領域の概要

を以下のように整理している (NASW 2012: 21-23)。

- ・クライアント (SM・VT) およびクライアントの家族メンバーの兵役の状況。兵役に服していた場合の、その場所と時期・配置された場所・配置の回数・復帰履歴・徴兵の有無・入隊の理由と意志の状況 (自ら進んで入隊したのかまたは依頼されたのか)。現在の配置状況。復帰の進展状況・戦闘と非戦闘状況の両方において身体的・精神的な受傷の経験や、兵役に関連した病気の有無。除隊の種類。捕虜の経験の有無。
- ・過去と現在の健康・メンタルヘルス・行動上の健康状況。頻繁に生じる精神的・行動上の健康問題 (PTSD・その他不安障害・薬物乱用・自殺または殺人念慮・うつ病)、身体的な負傷 (全身被曝・やけど・切断・有毒化学物質による被害の有無)、心理社会的な問題 (親密なパートナーへの暴力・性的トラウマ・教育・失業・監禁・ホームレス) を含む。
- ・メンタルヘルス機能 (病歴・対処スタイル・危機管理能力・自殺のリスク)。
- ・身体的・精神的・行動上の健康と心理社会的問題についての治療歴。
- ・家族構造と役割及びDeploymentとRe-integrationにおける家族関係・子どもの発育・育児に及ぼす影響。
- ・家族内コミュニケーションと意思決定のパターンとスタイル。
- ・信仰・宗教または信念。
- ・クライアントまたは家族の目標。
- ・社会的サポートの状況及びサポートシステム・利用可能な資源とそのアクセスの障害となる事項。
- ・ソーシャルワーク・サービス。精神的ならびに行動上の医療的処置についてのクライアントの認識。DoDとVAを通じた諸手当とサービスのクライアントの利用歴。
- ・レズビアン・ゲイ・両性愛者・トランスジェンダー、あるいは障害を持つSM・VTといった、固有のニーズと問題について。
- ・現在のクライアントとMilitaryあるいはVeteranSystemとの関係。

#### Standard 5. Intervention and Treatment Planning (介入と支援計画)。

ソーシャルワーカーは、個人と組織の基準に基づきクライアント (SM・VT) または家族のニーズに最も役に立つ介入と治療計画を作成し実行する際に、アセスメントを組み入れることが重要であるとしている (NASW 2012: 23)。他の領域における介入と支援計画同様、クライアント (SM・VTとその家族) 主体のケアモデルの確立のためにクライアントと関係者の参加ならびに他の専門職との連携・協働およびマルチシステム・アプローチの適用が必要となる。なお、介入と支援計画における留意点と概要は以下のとおりである (NASW 2012: 23-25)。

- ・SMあるいはVTと共に、実現可能な目標と望ましい結果を明確にする支援計画を作るため、徹底して生物心理社会的ならびにスピリチュアな視点に基づくアセスメントを用いる。
- ・クライアントを文化的に反応しやすい方法で目標への注意を促すとともに、SM・VTとその家族メンバーに文化的理解のあるサービスを提供する。
- ・目標達成を促すことができる場合は、根拠に基づく研究情報に裏付けされた実践モデルを参考にする。
- ・各クライアントに適した実践モデルを選ぶ。
- ・ストレスに基づいたアプローチやレジリエンスのある行動の確認。そして、適切な介入を通じ、可能な場合は、クライアントのさらなるストレス要因を防止する。
- ・SM・VTと家族メンバーが直面している問題に取り組み、協力的で段階指向の多様のアプローチを提供する。
- ・クライアントにコミュニティ資源の目的と有用性を伝える。
- ・ソーシャルワーカーが適切と判断した場合は、その事例に可能な範囲で守秘義務と匿名性を保ちつつ、事例、技術、アセスメント、知識についての助言を求める。
- ・可能な限り、クライアント情報のプライバシーと守秘を保護する。

- ・細心の注意を払い、十分な情報に基づいて職務を遂行し、クライアントを守るため信頼できる手段をとる。
- ・クライアントの利益を最大化するため、多くの学問領域にわたるチーム・アプローチで活動する。
- ・金融・住宅供給・医療・メンタルヘルス・教育・地域社会といった、様々な資源へのアクセスを促進する、効果的な臨床症例管理サービスを提供する。
- ・特定した支援ゴール達成のため、クライアントの擁護に従事する。
- ・介入についての現在進行中のプロセスとその結果を評価する。

#### Standard 6. Practice and Program Evaluation and Improvement (業務およびプログラムの評価と改善).

SM・VTとその家族とともに活動するソーシャルワーカーは、サービスの質と妥当性を評価し、業務を改善し、その業務の進行中の公式評価の一部となる必要があるとしている (NASW 2012: 25)。

さらに、ソーシャルワーク業務の評価は、ソーシャルワーク・サービスの提供において極めて重要な部分であるとし、その評価業務の概要は以下のように整理される。

- ・クライアントとクライアント・システムのプライバシーを守り、全ての連邦と州、地方の法律・規制要件・政策要件および報告や記録の維持と、アクセスに関する組織あるいは機関の方針と機密事項との一貫性を保証する。
- ・可能な場合は、クライアントや他の専門家に評価データを広め、そして同時にプライバシーの権利を固く守る。
- ・臨床指標や診療ガイドライン・標準化された業務アセスメントといった、適切な手段を用いる。
- ・結果とプロセス目標の両方を評価する。
- ・評価プロセスに、SM・VTとその家族ならびに同僚も含める。
- ・適切ならば外部の業務評価者を用いる。
- ・SM・VTとその家族との業務に特化した、ソーシャルワーク研究に参加する。

### II-3. 考察

以上、NASWのガイドラインを題材にMilSWerの養成・活動概要について論考を行ったが、前稿でも示したように限定された資料を題材としたものであるため、不十分な点が多くあることは否定できない。さらに、これらの知見はいずれも過去・現在におけるアメリカ軍の活動内容に関連したSM・VTとその家族への支援活動を基盤に整理されたものであると考えられるため、直ちに我が国における保安職業従事者（特に自衛官）とその家族への支援に直結させることについては、彼らを取り巻く職業環境ならびに業務内容の違い等を考慮すると、慎重に検討する必要があると考える。

しかしながら、今回、倫理・資格・知識ならびにソーシャルワークの展開過程の一部であるアセスメント・介入ならびに支援計画・評価等に関連した事項に特化し整理を行うことで、よりMilSWの業務ならびにMilSWerに求められる知識・技術の固有性が明らかになったと考えられる。

特に、「Standard 3. Knowledge (知識)」ならびに「Standard 4. Assessment (アセスメント)」の項目に関し整理を進めたことにより、MilSWの展開に際しては、ソーシャルワークの基本的な知識・技術が基盤となることが再確認された。さらに、支援対象となるSM・VTとその家族にとって、現在ならびにかつての職場であり、その家族の日常生活に大きな影響をもたらす、Militaryそのものに関するより深い知見が必要とされることが明らかとなった。それは、Militaryという組織体系や職業環境の特性についてだけでなく、支援対象であるSM・VTが従事してきた業務内容や、そこからもたらされる可能性のある身体・心理・社会的側面への影響と対応方法ならびにとそれに関する知識についても、十分な蓄積が必要であることが確認された。

なお、我が国を取り巻く国内外の環境ならびに安全保障環境は刻一刻と変化しており、将来的に保安職業従事者（特に自衛官）の業務体系において、彼らと彼らの家族が直面する生活課題に対し、ソーシャルワーク専門職による支援活動を展開する必要性が生じた場合、上記で整理したような知識・アセスメントに関する知見

は、その活動に際しての指針になると言えよう。また、今後の自衛隊の業務内容の変化に伴い、保安職業従事者（特に自衛官）とその家族が直面する可能性のある状況ならびに生活課題について、予防的に検討を進める際の一助にもなると考えられる。

### Ⅲ. 結論

以上のことから、MilSWの展開においてはソーシャルワークの基本的な知識・技術に加えて、支援対象となるMilitaryに関わる人々の生活に様々な影響を及ぼすMilitaryという「職業生活」の場の組織体系・特性ならびにそこでの業務内容に関する、より高いレベルでの知識とそれを支援過程に活用するための技術が必要となることが明らかとなった。

さらに、それらの知識・技術の習得については、Militaryに関わる人々が直面する可能性の高い生活課題等を勘案した、専門職の養成プログラムが必要であると考えられる。実際にアメリカでは既に複数の大学院等においてMilSWerの養成プログラムが設置されており、その課程を修了した学生がアメリカ軍で活動を展開している。

我が国では現在、保安職業従事者（特に自衛官）とその家族に特化したソーシャルワークに従事する専門職に対するプログラムは整備されていないが、本研究で論考の対象としたNASWのガイドラインが指針の一つになると言えよう。

前稿においても指摘したが、本研究で明らかにしたMilSWに関する知見および知識・技術等は、我が国の保安職業従事者（特に自衛官）とその家族へのソーシャルワークについても応用できる可能は高いと類推される。しかしながら、アメリカ軍に関わる人々と我が国の保安職業従事者（特に自衛官）とその家族を取り巻く環境ならびに情勢は異なる部分も多く確認されるため、今後はNASWのガイドラインならびにアメリカにおけるMilSWの養成プログラム等を参考としながらも、我が国の保安職業従事者（特に自衛官）とその家族へのソーシャルワークの展望とそれに関わる独自の専門職養成に関し検討をすすめる必要があると考えられる。

そこで、次号（3）においては、NASWのガイドラインの最終的な概要整理を行うと共に、そこで明らかとなった事項を基盤に、より具体的に我が国独自の保安職業従事者（特に自衛官）とその家族へのソーシャルワークに関する試論を展開する予定である。

### 引用文献

- Coll, J. E., Euugenia.L., Metal, M (2013). *Military Culture and Diversity* : In Rubin, A., Weiss, E.L., Coll, J. E. (eds). *Handbook of Military Social Work*, Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, 23-24.
- National Association of Social Workers. (2008). *Code of ethics of the National Association of SocialWorkers*. Washington, DC: NASW Press.
- National Association of Social Workers. (2012). *Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*. (<https://www.socialworkers.org/practice/military/documents/MilitaryStandards2012.pdf>, 2017.5.1).
- Tallant, S. H. & Ryberg, R. A. (1999). *Common and Unique Ethical Dilemmas Encountered by Military Social Workers* : *Social work practice in the military*. New York : Haworth Press.
- 総務省Webサイト 総務省トップ>政策>国民生活と安心・安全>統計基準・統計分類>分類に関する統計基準等>日本標準職業分類>日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定） [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000291936.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000291936.pdf) 2017.5.6）.

### 註

- 1 総務省（2009）の「日本標準職業分類」では「自衛官」を次のように分類している。  
43 自衛官（431 陸上自衛官、432 海上自衛官、433 航空自衛官、434 防衛大学校・防衛医科大学校学生）
- 2 MilSWにおける倫理的ジレンマについては、複数の先行研究が確認されており、特にTallant,Ryberg.（1999：183-188）は、MilSWにおける倫理的ジレンマの要因として、1）MilSWerの2つの専門性（①ソーシャルワークの専門家、②軍の士官）、2）人的サービスの提供者としてのソーシャルワーカーの役割における多様な目的、3）軍の法律（軍事司法統一法典：Uniform Code of Military Justice）に支配された階級的な組織、4）2種類の対象者（現役軍人と民間人）、5）地理的、専門的孤立、をあげ、さらにTallant,Ryberg（1999：183）は、MilSWerが直面する多くの倫理的ジレンマにおける複雑さと独自性を正確に評価するために、これらの要因を理解することが必要でありとし、さらにそれらの問題はそれぞれが独立しているわけではないことに注意すべきである、としている。
- 3 ここでいう文化とは、特にMilitary Social Workにおいてはその支援過程において専門職に求められる知識・能力としての「Military Culture」



を表すものと考えられる。なお、Coll, J.Eら（2013：23）は、Military Cultureについて「Militaryのメンバーがどう考え、交信し、対応するかを統制する価値観、信念、伝統、規範、認識、行儀によって構成されている。この文化観念はまた、軍人や帰還兵が人生での自身の役割をどう見るかを決定づける」としている。

## A Consideration of Social Work for Security workers and their families (2).

Based on the present state of the Military Social Work  
and the training course of the United States

Kengo TANAKA

In this research, a study was carried out using the "NASW Standards for Social Work Practice with Services, Veterans & Their Families" to examine social work, specifically in regard to defense force servicemen (particularly Self-Defense Force Officials) and their families, and continues the work of the previous manuscript: "A Consideration of Social Work for Security workers and their families (1)." In doing so, the conclusion has been met that in the development of military social work, not only is it necessary employ the acquisition of the ethics/values inherent to the field of study, but also the knowledge/skills in the development process. Furthermore, the findings make it clear that the consideration to recommend support services as a preventative measure against any potential problems that may confront Security workers (particularly Self-Defense Force Officials) and their families as they undergo changes to their living environments may be helpful.

**Key Words:** Security workers, Military Social Work, Military Social Worker